湧水町農業後継者等育成支援事業補助内容一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 補助金の内容 | 補助率等 | 対象者等 |
| 研修生受入事業 | 町内での就農を前提として農業研修生を受け入れた町内農業事業者に対する補助金 | 1　農業研修生の受入れを開始した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは，その日の属する月)の初日から起算して6月を一期とし，当該期間中継続して受け入れた場合に1人あたり10万円を交付する。  2　研修生受入補助金の交付は，研修が複数年度に渡り継続的に行われる場合は，通算3期を限度とする。 | 〇新規就農者  〇親元就農者  〇定年帰農者 |
| 住宅家賃補助金 | 町外から転入する農業後継者等に対する住宅家賃に係る補助金(補助金申請時に町内に住所を有し，将来町内で就農することを目的として町外で農業研修を受ける者を含む。) | 1　住宅家賃補助金は，当該年度内における補助対象月数に3万円又は家賃月額のいずれか低い額を乗じて得た額とする。  2　住宅家賃補助金は，申請人が自ら居住するために賃借する住宅家賃(間貸しを含む。以下同じ。)に限るものとし，賃貸借契約期間の初日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは，その日の属する月)の初日から起算して12月を限度とする。  3　交付申請は，9月及び翌年3月に行うこととする。 | 〇新規就農者  〇親元就農者  〇定年帰農者 |
| 住宅購入費補助金 | 町外から移住又は転入した農業後継者等(定年帰農者を除く。)に対する住宅購入費(3親等以内からの購入を除く。)に係る補助金 | 1　住宅購入費補助金は，住宅購入費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。)とする。  2　住宅購入費補助金は，就農後一定期間内に行われる自ら居住するための住宅の購入に限るものとする。 | 〇新規就農者  補助金の上限額は50万円とし，就農後5年以内に行われる購入に限る。  〇親元就農者  補助金の上限額は50万円とし，就農後3年以内に行われる購入に限る。 |
| 住宅改造費補助金 | 町外から移住又は転入した農業後継者等に対する住宅改造費に係る補助金 | 1　住宅改造費補助金は，住宅改造費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。)とする。  2　住宅改造費補助金は，就農後一定期間内に行われる自ら居住するための自己所有住宅の改造に限るものとし，1回限りとする。 | 〇新規就農者  補助金の上限額は100万円とし，就農後5年以内に行われる改造に限る。  〇親元就農者  補助金の上限額は100万円とし，就農後3年以内に行われる改造に限る。  〇定年帰農者  補助金の上限額は70万円とし，就農後3年以内に行われる改造に限る。 |
| 農業研修受講費補助金 | 農業後継者等が農業研修を受講する経費に係る補助金 | 1　就農後3年以内に行われる研修にかかる交通費(公共交通機関の利用に伴う交通費をいう。以下同じ。)及び宿泊費，研修受講料の合計に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。)とし，1回当たり20万円，通算3回を限度とする。  2　補助対象経費は実費を基本とし，[湧水町職員等の旅費に関する条例(平成17年湧水町条例第44号)](http://10.102.16.28/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)相当額を上限とする。 |  |
| 農業資金等返済支援補助金 | 新規就農者が就農時借入れた制度資金の元金返済に対する補助金 | 元金返済に対する3分の1を補助する。ただし，補助総額は，200万円を限度とする。 | 〇新規就農者  元金返済時において継続して就農していること。 |
| 農業後継者育成給付金 | 親元就農2年経過後に給付する。 | 親元就農者に50万円を給付する。 | 〇親元就農者  後継者登録申請日から2年経過し，継続して就農していること。 |